

## 議案第26号

### 幕別町国民健康保険条例の一部を改正する条例

幕別町国民健康保険条例（昭和34年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1章の章名を次のように改める。

#### 第1章 この町が行う国民健康保険の事務

第1条の見出し中「国民健康保険」の次に「の事務」を加え、同条中「国民健康保険」の次に「の事務」を加え、「定が」を「定めが」に改める。

第2章の章名を次のように改める。

#### 第2章 幕別町国民健康保険運営協議会

第2条の見出し中「国民健康保険運営」を削り、同条中「国民健康保険運営」及び「(以下「協議会」という。)」を削り、同条を第2条の2とし、第2章中同条の前に次の1条を加える。

(名称)

第2条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条第2項の規定により町に設置する国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称は、幕別町国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）とする。

#### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。